

鴻巣市公共施設等有料広告取扱要綱

平成18年12月28日

告示第347号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため鴻巣市有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市有財産のうち市が管理する施設又は物品、印刷物等をいう。
- (2) 掲載 施設等に掲載又は掲示することをいう。
- (3) 広告 施設等に掲載する有料広告をいう。
- (4) 掲載者 広告の掲載の決定を受け、掲載を行う者をいう。

(掲載の要件)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

(掲載の条件)

第4条 広告の掲載を行う施設等、規格及び料金については、別表のとおりとする。

2 掲載者は、広告の掲載に係る料金(以下「掲載料金」という。)を、

市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広告の掲載期間は、市が発行する印刷物を除き、1年間とする。ただし、掲載者が希望する場合は、1月単位とすることができる。

4 広告の掲載位置は、市の指定する位置とする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、鴻巣市公共施設等有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載をしようとする広告の原稿、図面等を添えて、市長に申し込まなければならない。

(掲載の決定)

第6条 市長は、広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、鴻巣市公共施設等有料広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(掲載者の特例)

第7条 募集期間を設け、募集を行った場合において、募集枠を超える申込みがあったときは、抽選により掲載者を決定する。

2 掲載者が引き続き広告の掲載を希望したときは、これを優先することができる。

(掲載者の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 掲載者は、広告の掲載期間終了後、速やかに施設等の原状回復を行わなければならない。

3 原稿、広告の作成経費及び施設等への取付・撤去経費は、掲載者の負担とする。

4 掲載者は、市が発行する印刷物を除き、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 施設等に掲載された広告が破損等した場合において、その修復に係る経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とする。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、市長が指定する期日までに掲載者が原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の還付)

第10条 納入済みの掲載料金は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第260号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第375号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

施設等	規格	料金
市庁舎内又は市公共施設内	広告面積0.1平方メートルにつき(0.1平方メートル未満の端数がある場合は、小数点以下2位を切り上げるものとする。)	年額 6,000円
		月額 500円
広報かがやき	縦48ミリメートル×横181ミリメートル	各号 45,000円
	縦48ミリメートル×横120ミリメートル	各号 30,000円
	縦48ミリメートル×横60ミリメートル	各号 15,000円
ホームページ(トップページ)	縦50ピクセル 横140ピクセル 容量5キロバイト以内 画像形式GIF形式	年額 120,000円 月額 10,000円

ホームページ （2階層 目以降）	縦 50ピクセル 横 140ピクセル 容量 5キロバイト以内 画像形式 GIF形式	年額 60,000円 月額 5,000円
レシート （表面）	縦 250ピクセル 横 500ピクセル 画像形式 BMP形式	年額 60,000円 月額 5,000円
長形3号封筒 （裏面）	縦 40ミリメートル×横 90 ミリメートル	50,000枚 70,000円
角形2号封筒 （裏面）	縦 120ミリメートル×横 90 ミリメートル	20,000枚 40,000円

(表)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

鴻巣市公共施設等有料広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 鴻巣市長

住所 (所在地)

名 称

代 表 者 名

電 話 番 号

担 当 者 名

広告を掲載したいので、原稿を添えて次のとおり申し込みます。なお、掲載に当たっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

掲載施設等の名称	
掲 載 位 置 及 び 規 格 等	

(裏)

掲 載 条 件

- 1 市が管理する施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載（以下「掲載」といいます。）できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとします。
- 3 掲載料金については、鴻巣市公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で掲載できる方を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。また、施設等へ掲示された広告の管理は掲載を行う方の負担とします。
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とします。また、破損等による修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 市の行政運営上支障があるとき。
 - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき。

様式第2号（第6条関係）

鴻巣市公共施設等有料広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

掲載施設等の名称	
掲載位置 及び規格等	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月・1年)
掲載料金	円
却下の理由	